

頭髪・化粧・装飾品に関する規定

令和6年4月

1 頭髪について

(男女共通)

- ①高校生らしく清潔であること。
- ②整髪料を使用しない。
- ③特異な髪型を禁止する。(染色、脱色、パーマ、変形、立たせる、巻く、過度なツブブロック、等)

(男子)

- ①前髪は、目にかからない程度の長さとする。
- ②横髪は、耳が隠れない程度の長さとする。
- ③後ろ髪は、襟足が制服の襟の付け根にかからない程度の長さとする。
- ④ヘアピンなどの髪留めを使用しない。

(女子)

- ①華美な髪留め等を使用しない。(束ねる場合には黒、紺、茶色のゴムとし、シュシュ等は不可。)

2 化粧について・・・すべてにおいて禁止する。

- ①過度な眉の加工、ファンデーション、マスカラ、アイライン、アイプチ、色付きリップ、香水、等を禁止する。
- ②爪の加工および装飾を禁止する。手の爪は、手のひら側から見たときに爪が見えない程度の長さに保つ。

3 装飾品について・・・すべてにおいて禁止する。

- ①ピアス、ネックレス、指輪等を禁止する。ピアスの穴を開けてはいけない。
- ②華美な眼鏡や持ち物等を禁止する。